

令和5年 5月 12日

保護者の皆様

千葉市立誉田東小学校長

## 地震・津波に備えた対策及び大規模地震時の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

首都圏においては、近い将来、大規模地震が高い確率で発生すると言われており、本市においても被害想定がされています。本校では、非常時に備えた対応を下記のとおりとしておりますので、内容をご確認ください。

記

### 1 学校における日常の地震・津波対策

- (1) 学校施設の安全点検
  - 定期的な校舎の安全点検の実施、転倒物・重量物等の転倒防止対策 等
- (2) 学校施設設備の状況の確認
- (3) 生活用水、防火用水の確保
- (4) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握
  - 通学路や地域の危険箇所の把握、学区の災害リスクの把握、広域避難場所までの経路の確認 等

### 2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
  - ①年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら実施
  - ②通常の避難訓練に加え、引き渡し訓練や避難場所を考慮した訓練等、より実践的な訓練の実施
- (2) 防災教育
  - ①各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を実施
  - ②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着

### 3 大規模地震時の初期対応

- (1) 児童生徒の在校中に地震が発生した場合
  - ①安全確保行動（活動場所で身を守る行動）
  - ②避難場所への移動（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）
  - ③判断 情報をもとに、「通常下校」、「集団下校」、「保護・引き渡し」等、判断する。

#### 【「保護・引き渡し」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校で児童生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「自校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

学区や通学路の状況、保護者の帰宅情報等を十分に確認した上で、引き渡しを行う。

- ・「引き渡しカード」を活用し、確実に保護者等に引き渡す。

- ・保護者が帰宅困難等で、引き渡しが遅れる場合は十分に配慮する。

- (2) 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合
  - ①看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。（安全確保行動）
  - ②登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。
  - ③登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中に他の学校・公民館等の避難場所がある場合は、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。
  - ④地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）

- (3) 児童生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。

令和5年4月27日

保護者の皆様

千葉市立誉田東小学校  
校長 山口 麻理

### 気象警報等発表時の登校について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、千葉市立学校では、気象警報等発表時においては、臨時休業またはその他の非常措置を行っております。

つきましては、本校においても、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

## 1 『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』発表時における措置

午前7時の時点で、千葉市に『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』が継続中の場合、その日は「臨時休業」とします。

- (1) 午前7時までに『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪等の『特別警報』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- (2) 「臨時休業」となった日の給食は休止となります。非常変災による給食休止の場合は給食費の返金はできません。
- (3) 登校後に『暴風警報』等が発表された場合は、下校時刻を変更し、保護者引き渡しにより下校させる場合があります。その際は、保護者の方の迎えがあるまでは学校で待機させます。

## 2 『避難指示』発令時における措置

- (1) 午前7時の時点で、千葉市に『避難指示』が継続中の場合、対象地域内に学区が含まれる場合は、「臨時休業」とします。  
※その場合は、学校から学校・家庭間連絡システム「すぐーる」等で連絡します。
- (2) 午前7時までに『避難指示』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。

## 3 『暴風警報』『暴風雪警報』『特別警報』以外の大雪等の警報発表時における措置

保護者の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合せた場合は、欠席や遅刻とはなりません。

## 4 子どもたちの安全確保のために

- 大雨・暴風・大雪等の非常変災、その他の緊急事態の時には、ご家庭でも次の点についてご協力ください。
- (1) 大雨・暴風・大雪等の非常変災時の登校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮していただくとともに、無理して登校させないようにしてください。
  - (2) 警報・注意報が解除され、風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して登校させてください。
  - (3) 大雨・暴風・大雪等の際に、遅刻・早退する場合には、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

※ この文書は、よく読み、大切に保管してください。

【参考】

	警報発表状況	保護者の対応	学校の対応		
			授業の扱い	給食	出欠席
登校前	午前7時の時点で 「暴風警報」「暴風雪警報」 大雨、暴風、暴風雪、大雪の 「特別警報」が継続中の場合	登校させない。	全校臨時休業 ※学校から連絡 しない場合も あります。	全市一斉中止。	欠席にはなら ない。
	午前7時の時点で 「避難指示」が継続中の場合	学区内に「避難 指示」の対象地 域が含まれる場 合は、登校さ せない。	学区内に「避難 指示」の対象地 域が含まれる場 合は、臨時休業。 ※「すぐーる」等で 連絡。	臨時休業の場 合中止。	臨時休業の場 合欠席にはな らない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」 を伴わない大雨、大雪等の警 報が発表中の場合	保護者が安全と 判断した場合に 登校させる。	原則として平常 どおり。	原則として平常 どおり。	登校を見合わ せても、欠席・ 遅刻にはな らない。
登校後	「暴風警報」「暴風雪警報」 大雨、暴風、暴風雪、大雪の 「特別警報」や「避難指示」 が発表された場合	学校からの連 絡により対応 する。	授業を繰上げて 下校させる。 ※「すぐーる」等で 連絡。	状況を見て 対応。	早退にはな らない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」 を伴わない大雨、大雪等の警 報が発表された場合		原則として平常 どおり。	原則として平常 どおり。	

<保護者引き渡しの連絡があった場合の留意点>

- ・保護者は、学校・家庭間連絡システム「すぐーる」等による学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。
- ・保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合もあります。

なお、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合とは、「千葉市」に警報が発表されている状態を指します。

気象情報については、テレビ等のメディアやインターネットで確認してください。ちばし安全・安心メールやYahoo!防災速報アプリのほか、気象庁HP「あなたの街の防災情報」でも確認す  
ることができます。

<防災気象情報等の主な入手手段について>

ツール名称	概要	登録	QRコード
気象庁 あなたの街の 防災情報	本市の各種気象情報などが一つのページにまとめられた気象庁のWEBサイトです。	不要	
ちばし安全・安 心メール	防犯・防災情報を電子メールで配信するサービスで す。	必要	
Yahoo! 防災速 報アプリ	「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害 発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難 所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信して います。	必要	iOS  Android
市広報広聴課 ツイッター	災害時や停電などの障害により市のホームページ が稼働していない場合でも、緊急情報を配信して います。	必要	

